

## DV Q & A

### Q DVなんてごく一部の人の問題では？

A 内閣府が令和5年に実施した「男女間における暴力に関する調査」によると、女性の27.5%、男性の22.0%が「身体的暴行」「心理的攻撃」「経済的圧迫」「性的強要」のいずれかの被害を受けたことがあります。女性の4人に1人は被害経験があることとなります。

### Q 加害者は特別な人？

A 暴力を振るう加害者は「一部の特別な人たち」ではなく、年齢・学歴・職種・年収に関係ありません。人当たりがよく、社会的信用もあり、周囲からはとても暴力を振っているようには思われない人もいます。

### Q なぜ暴力から逃げられないの？

A 暴力を繰り返し受けた被害者は、心身ともに傷つき、無力感を感じています。「どこまでも追いかけてやる」「子どもは渡さない」など、執拗な脅しにより、加害者の報復を恐れ、離れられなくなっているのです。その他の理由として、自立を考えたときの経済的不安、子どものこと、これまで築いてきた人間関係や仕事を失うことへの不安などが挙げられます。

あなたは、配偶者や恋人との間で  
次のような経験がありませんか？

チェック  
してみよう！

- 機嫌が悪くなると、大声で怒鳴ったり、物にあたるなどする
- 相手のことを恐怖に感じることもある
- 外出を制限する
- 実家や友人とのつきあいを制限したり、電話や手紙を細かくチェックする
- 「誰のおかげで食べられるんだ」などと見下して言う
- 生活費を渡してくれない
- お金の使い方を細かくチェックする
- 家計を顧みず浪費する、借金をする
- 避妊に協力しない
- 性行為を強要する

このような経験がある人は、  
2人の関係をもう一度見直してみませんか？

## デートDV(恋人間の暴力)とは？

デートDVは恋人同士の間にかかる暴力で、主に10～20代の若い世代のDVです。

デートDVは交際相手を自分の所有物のように思い込み支配するもので、その構造はDVと同じです。

恋人との付き合いの中で「ちょっと変」「怖い」と思うことがあったらそれはデートDVかもしれません。

相談機関に相談してみましょう。

## 相談窓口(相談無料・秘密厳守)

### ひとりで悩まないで…相談してください

家庭内の暴力を他人に相談することはとても勇気のいることです。しかし、暴力を受け続けることにより、自分自身や子どもに取り返しのつかない傷を負わせることになるかもしれません。

家庭は家族にとって安息の場であるはずですが、もしあなたにとって、家庭が緊張と恐怖の場であるなら、ひとりで悩まないで相談してください。

また、DV被害者に気づいたり、相談されたりした場合は、相談窓口を教え、早く相談することをすすめてください。

### 配偶者暴力相談支援センター

- **大分県女性相談支援センター**  
月～金曜日 9:00～21:00 TEL 097-544-3900  
土・日・祝 13:00～17:00 18:00～21:00
- **大分県消費生活・男女共同参画プラザ(アイネス)**  
月～金曜日 9:00～16:30 TEL 097-534-8874  
(祝日・年末年始を除く) 短縮ダイヤル「#8008」
- **大分市中央子ども家庭支援センター**  
月～金曜日 8:30～18:00 TEL 097-537-5666  
(祝日・年末年始を除く)

### 大分県警察

- **警察安全相談(大分県警察本部広報課)**  
月～金曜日 9:00～17:45 TEL 097-534-9110  
(祝日・年末年始を除く) 短縮ダイヤル「#9110」

### 女性の人権ホットライン

- **大分県地方務局人権擁護課** TEL 0570-070-810  
月～金曜日 8:30～17:15(祝日・年末年始を除く)

緊急の場合は、迷わず110番を！

# DV

## ドメスティック・バイオレンス

## を知っていますか？

DVは特別なことではありません。

身近なところで起こっています。

あなたやあなたの身近な人は、

DVで悩んでいませんか？

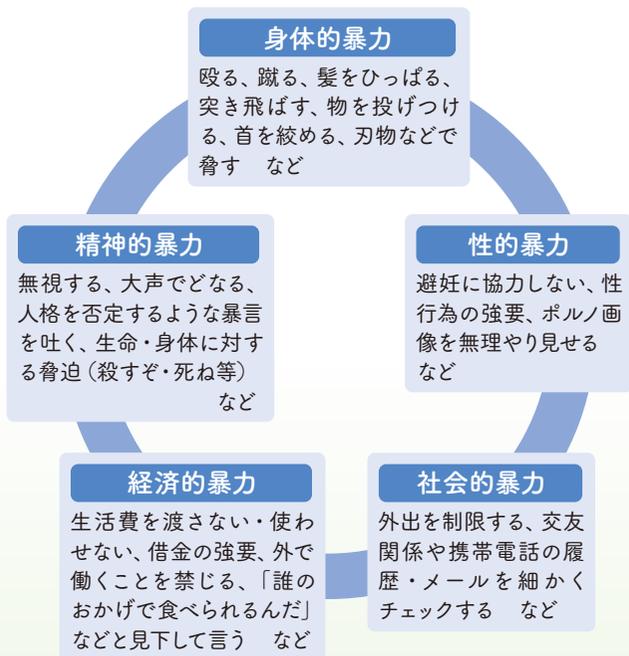
## 大分県

## DV(ドメスティック・バイオレンス)とは?

DV(ドメスティック・バイオレンス)とは、配偶者やパートナーなど親密な関係にある、又はあった相手から振られる暴力のことです。男性から女性に対する暴力だけでなく、女性から男性への暴力も意味しますが、社会的、経済的、肉体的に弱い立場にある女性が被害者になることが多く、このような行為は重大な人権侵害であり、男女平等の妨げとなっています。

## 暴力の形態

これらは単独で起こることもありますが、多くは何種類かの暴力が重なって起こります。

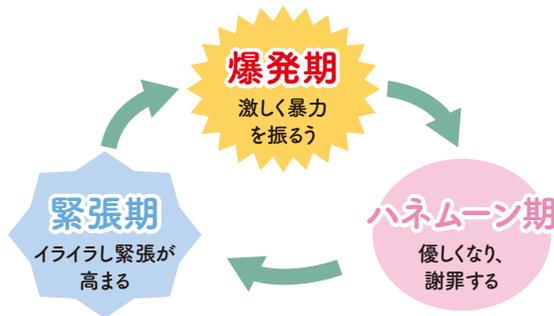


DVはどちらかが一方的に振るう暴力であり、根底には相手を力で支配しようとする、支配・被支配の関係があります。お互いが対等な立場に立ち、意見をぶつけ合う一時的な夫婦げんかなどとは異なります。

## DVのサイクル

すべての加害者に当てはまるわけではありませんが、DVは一定のサイクルを繰り返しながら、徐々にエスカレートしていきと言われています。

加害者の中には、暴力を振った後に一転して謝罪し、優しくなったりします。そのため、被害者は「今度こそ暴力がなくなるかも」と期待を抱き、加害者のもとから逃げられない原因の一つとなります。



## DVの影響

### ● DVは被害者の心や身体に深い傷を残します

暴力の結果、被害者はあざ、打ち身、切り傷、骨折、やけどなどの外傷を負ったり、これらのケガが原因でその後何年も身体の不調を患うこともあります。

また、被害者は恐怖や無力感により、精神的にも重度の不安、うつ症状、絶望感等の深刻な影響をもたらし、PTSD(心的外傷後ストレス障害)を発症することもあります。

### ● DVは子どもにも深刻な影響を及ぼします

「児童虐待の防止等に関する法律」では、子どもの前でDVが行われることは児童虐待にあたるとされています。



DVの環境にいる子どもは、日常的に緊張状態があり、情緒不安定、無感情、うつ、不登校などの症状があったり、攻撃的な態度をとったりします。あるいは、感情表現や問題解決の手段として暴力を用いることを学習することもあります。

## 法律はあなたの強い味方です

平成13年に制定された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(DV防止法)は、被害者の保護に関する相談や保護、支援体制を整備し、被害者を守るための法律です。

## 被害者支援の流れ

